平成２１年（フ）第２２６６号
北海道北広島市白樺町１丁目４番地１　Ｃ４―37
債務者　武田　周子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３０９号
札幌市北区篠路９条４丁目８番15号　ルミエール９―201号
債務者　門馬　祐子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４３０号
札幌市北区新琴似３条７丁目３番１号　アセンブル３．７―201号
債務者　佐藤　綾次
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４３４号
札幌市手稲区富丘１条３丁目５番20―101号
債務者　猪狩　勝美
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４５２号
札幌市中央区南12条西13丁目２番10―401号
債務者　齊藤真由美
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４６９号
札幌市豊平区中の島２条２丁目３番22号　コーポイトウ15号
債務者　牧口　泰洋
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５３０号
札幌市西区発寒12条３丁目６番18号　第１大光ハイツ102号
債務者　高橋眞理子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５３４号
北海道江別市東野幌町１番地の９　サーム野幌駅1016号室
債務者　谷　　省二
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５４０号
札幌市白石区北郷１条９丁目１番１号　ハイツわかはらＢ―101号
債務者　上田亜由美
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５７８号
札幌市西区発寒５条７丁目２番19号　すみれ荘２階
債務者　佐藤　智江
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４９３号
盛岡市北松園３丁目18番９号
債務者　高橋　祥吾
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５０８号
盛岡市三本柳23地割９番地75
債務者　佐々木素直
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５１６号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字葉の木沢山561番地29
債務者　新川　智教
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５２６号
岩手県北上市柳原町４丁目８番１号　上村方、旧住所岩手県北上市鍛冶町２丁目９番29号
債務者　大森　大作
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５３５号
盛岡市青山４丁目14番13号
債務者　伊藤　洋希
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３９７号
埼玉県狭山市富士見２丁目19番38号　梅本ビル201
債務者　寺田　順子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４３９号
埼玉県狭山市大字青柳63番地　新狭山ハイツ18棟201号、前住所埼玉県狭山市大字青柳63番地　新狭山ハイツ25棟503号
債務者　五十嵐秀行
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　さいたま地方裁判所川越支部